



# 埼玉県報

第 2876 号  
平成 29 年(2017 年)  
2 月 21 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（川越比企地域振興センター東松山事務所）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 鴻巣都市計画公園事業の事業計画の変更の認可（公園スタジアム課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道川越栗橋線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年二月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人埼玉県視覚障害者社会参加推進協会
- 三 代表者の氏名  
東 正司
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県比企郡滑川町みなみ野二丁目十三番地九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、視覚障害者の自立更生と社会参加の支援及び、生活と権利を守り、その生活の質の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十九年二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 familiar house
- 三 代表者の氏名  
石川 千代子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市大字上安松二百三十五番地の九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の人々に対し、①コミュニティー事業、②介護予防事業、③生きがいづくりの為の就労支援を行い、健康の増進と日々の生活の質向上に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第百七十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

東松山市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業東松山市公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和四十六年三月二日から

平成三十五年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

##### ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第百七十三号、昭和四十七年埼玉県告示第千四百六十号、昭和五十一年埼玉県告示第百八十三号、昭和五十三年埼玉県告示第千百三十七号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十六号、昭和五十五年埼玉県告示第千三百七十一号、昭和五十七年埼玉県告示第千五百二十一号、昭和五十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和六十一年埼玉県告示第四百七十七号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百二十一号、平成二年埼玉県告示第四百十三号、平成五年埼玉県告示第三百二号、平成九年埼玉県告示第六百二十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十四号、平成十八年埼玉県告示第五百七号、平成二十四年埼玉県告示第千六百七十七号及び平成二十七年埼玉県告示第千三百四号の事業地のうち、大字上野本字滝の上を削り、大字上野本字沼下を加える。

##### (2) 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第三百二十号で告示した鴻巣都市計画公園事業（鴻巣市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 事業施行期間

平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

平成二十五年埼玉県告示第三百二十号の事業地のうち屈巢字網張地内を削る

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市南町二丁目一番六―四〇三号 新鶴団地

金澤 啓亨

二 指定年月日

平成二十九年二月十五日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

栃木県足利市大前町百五十八番地

株式会社大野

二 取消年月日

平成二十九年二月十五日



## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	桶川市大字下日出谷字高井九二五番五 一 地先から同市大字下日出谷字高井九 二五番四五地先まで	区 間
二二・〇〇〇～二六・三〇	二二・〇〇〇～二七・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	六〇・五〇	延 長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年七月十四日

指令川建セ第二八〇〇一二〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年二月十六日

川建セ第二八〇〇六七号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字東両表二百五十九番四、二百五十九番五、二百

六十番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県滑川町大字福田二百六十一番地

栗原 朝也

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十八年十月四日

指令川建セ第二八〇〇三一〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十九年二月十七日

川建セ第二八〇〇六六号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目一番八の一部、一番十(工区一)

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目一番地八

高坂 宏